特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①生活保護申請時の受給資格確認（資産要件・他法活用要件等） ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む）
③システムの名称	1. 生活保護標準準拠システム 2. 中間サーバー（自治体・医療保険者等向け） 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. レセプト管理システム 6. 統合専用端末

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」という）第9条第2項 ・美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第6の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】項番8、9、10、21、22、23、24、26、27、38、40、44、46、51、52、61、64、70、85、95、96、100、113、115、117、123、127、130、131 【別表における情報照会の根拠】項番23、135 上記、「番号法別表」における情報提供および情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部生活福祉課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5604
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・漏えい等のリスク軽減の取組の一つとして、オンライン申請を導入しており、これにより手作業が介在する申請数が減少することが期待される。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に1回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事前	評価書様式変更に伴うもの
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】	事前	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和5年2月22日	Ⅰ1②事務の概要	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①生活保護申請時の受給資格確認（資産要件・他法活用要件等） ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①生活保護申請時の受給資格確認（資産要件・他法活用要件等） ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	Ⅰ1③システムの名称	1．生活保護システム 2．中間サーバー 3．団体内統合宛名システム 4．住民基本台帳ネットワークシステム	1．生活保護システム 2．中間サーバー（自治体・医療保険者等向け） 3．団体内統合宛名システム 4．住民基本台帳ネットワークシステム 5．レセプト管理システム 6．統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	Ⅰ3法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　項番15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」という）第9条第1項　別表第一　項番15、101 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号）第15条、第74条	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	Ⅰ4②システムの名称	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】	番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、119、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26、121 上記、「番号法別表第二」における情報提供および情報公開の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年3月17日	Ⅱ1対象人数、2取扱者数	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和2年9月1日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和2年9月1日時点	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和5年2月28日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和5年2月28日時点	事前	対象人数及び取扱者数の再集計による見直し
令和6年2月29日	Ⅰ1②事務の概要	⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む）	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和7年2月6日	Ⅰ3．法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」という）第9条第1項　別表第一　項番15、101 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号）第15条、第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」という）第9条第1項　別表　項番23、135 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号）第15条、第74条	事前	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和7年2月6日	Ⅰ4．②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、119、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26、121 上記、「番号法別表第二」における情報提供および情報公開の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項	番号法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】項番8、9、10、21、22、23、24、26、27、38、40、44、46、51、52、61、64、70、85、95、96、100、113、115、117、123、127、130、131 【別表における情報照会の根拠】項番23、135 上記、「番号法別表」における情報提供および情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。	事前	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和7年2月6日	Ⅱ1．対象人数、2．取扱者数	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和6年1月1日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和6年1月1日時点	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和7年2月1日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和7年2月1日時点	事前	対象人数及び取扱者数の再集計による見直し
令和8年2月26日	Ⅰ1．③システムの名称	1．生活保護システム	1．生活保護標準準拠システム	事前	生活保護システム標準化に伴う名称変更
令和8年2月26日	Ⅱ1．対象人数、2．取扱者数	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和7年2月1日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和7年2月1日時点	1．対象人数　1,000人未満（任意実施） 　いつの時点の計数か　令和8年3月1日時点 2．取扱者数　500人未満 　いつの時点の計数か　令和8年3月1日時点	事前	対象人数及び取扱者数の再集計による見直し